

【新協同組合ビジョン研究】
＜研究課題Ⅰ. 協同組合運動の哲学＞

国際協同組合運動の哲学 —グローバリゼーションとシチズンシップ—



中川 雄一郎
Nakagawa Yuichirou
●明治大学大学院 教授

はじめに

2009年に国連総会で採択された2012年の「国際協同組合年」を目の前にして、「日本と世界における協同組合運動の『新ビジョン』を探求する役割」を本誌が果たすことができると思ったら、「どのような『研究テーマ』が求められるであろうか」とのことを—JC総研を中心に一議論と検討を重ねて絞り出された研究テーマの一つが「協同組合運動の哲学」であった。だが、私にとって、「哲学」という用語を付された研究テーマは、「非常に難しいテーマ」であって、一言でいえば、解答をなかなか見出し得ない「難問」を突き付けられたようなものである。しかし、すべての運動や運動体には「哲学」が、したがって、「難問」が付き物であることもまた、その通りである。哲学のない運動や運動体は運かれ早かれ瓦

解する、とはわれわれのしばしば経験するところである。それにしても、私に与えられた「協同組合運動の哲学」というテーマは、私にとってやはり難題中の難題なのである。

1. 「国際協同組合運動の哲学」へのアプローチ

(1) 協同組合のアイデンティティは運動のプロセスとともに変化

社会的な運動は、人びとの社会的諸関係が創り出し、織り成す「行動・作用のプロセス」(process of agency) であるから、時を経るにつれて変化し新たな目標や目的を追い求める。その運動が変化するのは、自らを取り巻く経済的、社会的あるいは政治的な環境に対応して、人びとが社会的な人間関係をより厚くし、より深くし、さらにはより奥行のあるものにしていくと結び合うことにより

自らの運動の目標や目的に向けた行動を促すからである。それ故、運動はその目標や目的を遂行しようとする行動・作用の範囲内で変化する、ということになる。その意味で、「協同組合のアイデンティティ」も運動のプロセスとともに変化する、ということになるのである。

私はこのことを念頭に置いて、既に本誌633号（2011年春号）に「協同組合運動の哲学：シチズンシップと協同組合」と題して試論的な考察を行なった。この試論的考察の主たる対象は、「レイドロー報告」（『西暦2000年における協同組合』）のなかで展開されている一が、総じてこれまで論及されることが少なかった一第VI章の「主要な課題と解決すべき問題点」の10項目うち、①「（協同組合の）将来の発展を導く指導者はどこにいるか」、②「教育を奨励し、活性化することは可能か」、③「特別なマネジメントが必要になるのだろうか」、④「協同組合における女性の立ち位置と役割は何か」、そして⑤「将来に対する協同組合の関わりはどうなものか」の5項目をピックアップした。

これら5項目をどうして私が取り上げたかと言えば、それは、21世紀初期の現時点から見て協同組合が持続可能な発展を遂げていくために、協同組合運動は一般的にそれら5項目に対しどう取り組むべきなのか、その方法や方策を示唆して

くれるだろう、と考えたからである。換言すれば、もし現在の協同組合運動が将来における「協同組合の持続可能な発展」に関するビジョンをわれわれに提示しようとするのであれば、これらの5項目は一般的であるが故に協同組合運動に通底する重要性を有している、と見て取ったからである。

（2）グローバリゼーションの下での「国際協同組合運動」の役割・機能

では、「協同組合の持続的可能な発展」のビジョンを実質化するための協同組合運動に通底する構成要素たるこれら5項目以外の、私が本論でピックアップした項目は、現代の協同組合運動にとってどのような意味を持っているのだろうか。それは、一言で言えば、情報通信技術（Information and Communications Technology: ICT）革新によって大きな影響を受けるグローバリゼーションの下で「国際協同組合運動」が地球的な規模・範囲で果たさなければならない経済的・社会的な役割であり機能である、ということになろう。そのような役割・機能を遂行する一『レイドロー報告』の第VI章で主張されている一それらの4項目は次のものである。

- ①「協同組合はそのメッセージを伝達することができるのだろうか」、②「政府の適正な役割は何か」、③「第三世界

(発展途上諸国) の協同組合を支援するのは誰か」、そして④「ICA (国際協同組合同盟) の将来の役割は何か」、である。そこで、これらの4項目に論及することで「国際協同組合運動の哲学」を追究することになるのであるが、しかし、レイドロー報告によって協同組合運動の「主要な課題と解決すべき問題点」として提起されたこれらの4項目が現在の国際協同組合運動とどう関わるのか、明らかにしておかなければならぬだろう。換言すれば、およそ30年も前に提起されたこれら4項目が現在の「国際協同組合運動の哲学」にどう対応し、現在の運動にどのような示唆を与えることができるのか、ということである。

(3) 「国際協同組合運動の哲学」を考える上での三つの構成概念

そこで私は、このような課題や問題点に複合的に応えるためには、三つの構成概念 (constructs)、すなわち、グローバリゼーション、ヒューマン・ガバナンス、そしてシチズンシップが必要である、と考えたのである—どうして私が「三つの構成概念」を必要としたのか、その理由は本論の展開に従って明らかになっていくであろう。私はこれら「三つの構成概念」を基底としたアプローチを「シチズンシップ・アプローチ」と呼ぶことにしている。そこでまず、国際協同組合運動

の「哲学」に接近するために、それぞれの概念について簡潔に説明しておこう。

A. 構成概念1：グローバリゼーション

マルコム・ウォーターズはグローバリゼーションを次のように定義する。グローバリゼーションは「経済的、政治的、社会的および文化的な取り決め（アレンジメント）に関わる地理的制約が遠のいていく社会的プロセスであり、その地理的制約が遠のいていくことに入びとがますます気づいていくようになる社会的プロセスであり、またそれに応じて入びとが行動する社会的プロセスである」¹⁾。

この定義は現代協同組合運動に大きな示唆を与えている。例えば、グローバリゼーションはポスト工業化やポストモダンといった資本主義の発展と、あるいは新自由主義に見られる資本主義の無秩序と、また現今情報通信技術（ICT）や知識基盤社会と軌を一にしていること、さらにはさまざまな人たちが国境を越えて、ある人々は移民として生活・労働し、またある人々はNGOやNPOの活動家として多様な活動に従事していることをわれわれに教えてくれている。

他方、この定義は、グローバリゼーションは経済的、政治的、社会的それに文化的な影響力を以前よりもずっと強力かつ容易に生み出してしまうこともまたわれわれに教えてくれている。

アンソニー・ギデンズもグローバリゼーションをこう定義している。「『グローバリゼーションは、一地方の重大な出来事がそこから遠く離れた地方で起こった重大事件^{イヴェント}によって方向づけられる一逆もまたそうである一ように遠い地方を結びつける、世界的規模での社会的諸関係の強まりである』、と定義される。これは弁証的なプロセスである。何故なら、このような一地方の重大な出来事が、そのままにそこから遠く隔たった地方の人びとのこれまでの関係—この関係が重大な出来事を形づくっているのである—をある別の明白な方向に動かしていくからである。一地方の変革もグローバリゼーションの一部であって、時間と空間を超えた社会的な結びつきの横の広がりなのである」²⁾。

ギデンズのこの定義から読み取れるように、ある地方で起こった一つの出来事が遠く離れた地方の人びとに大きな影響を及ぼし、その影響を受けた人たちが生活し労働している地域コミュニティとその地方全体における人びとの諸関係が変革され、その結果、経済と政治と社会の改革が遂行されていき、またそれにともなう文化の重要性を認める文化意識が向上していく、といったことが世界的な範囲で生起する社会的プロセス、これがグローバリゼーションなのである³⁾。協同組合運動はこのような本質と内容を有す

るグローバリゼーションによって、国際的にも国内的にも、直接間接に、経済的、社会的な一あるいはまた政治的、文化的な一影響を受けるのである。

イ. 構成概念2:ヒューマン・ガバナンス

シチズンシップはヒューマン・ガバナンスの最も重要な構成要素である。キース・フォークスはガバナンス（統治）を次のように簡潔に定義している。「ガバナンスは、社会秩序を創り出し、それを維持し、また物質的資源を分配し、文化的資源を活かしていく、という人間本来の要求に關係する」⁴⁾。そしてフォークスは、この定義を導き出す基礎として「ガバナンスとシチズンシップの相互關係」を次のように論じる⁵⁾。

「シチズンシップの魅力は、シチズンシップが個人に与える利益や恩恵だけにあるのではない。シチズンシップは、常に互恵的な理念であり、それ故にまた、社会的な理念でもあるのだ。シチズンシップは、他者に対する責務と義務的拘束から個人を解き放つ一連の権利ではまったくない。権利は常にその承認とメカニズムのための枠組みを必要とするのであって、その枠組みを通じて権利は行使され、実現されるのである。裁判所、学校、病院それに議会を含むそのような社会的枠組みは、市民のすべてがその枠

組みを維持する役割を果たすよう求められる。このことは、シチズンシップが権利だけでなく義務や責任も包含していることを意味する。実際、権利が公式に表現されなくても、社会が公正にその機能を果たすことは十分考えられる。しかしながら、コミュニティのメンバーが義務や責務の意識を持たないとすれば、安定した人間的なコミュニティを想像することは難しい。それ故、シチズンシップはヒューマン・ガバナンス人間的統治のための優れた基礎となるのである。」

ここでフォーカスがシチズンシップについて強調していることは、シチズンシップは「互恵的な理念」であり「社会的な理念」であること、権利だけでなく責任（義務・責務）を包含していること、したがって、コミュニティのメンバーである人びと=市民がそれを通じて権利を行使する枠組みを維持することの義務・責任の意識を持たないのであれば、「安定した人間的なコミュニティ」を想像することができないのであるから、シチズンシップこそ「安定した人間的なコミュニティ」の存続を保証する「ヒューマン・ガバナンス」のための優れた基礎となる、ということである。

このことから理解できるように、ヒューマン・ガバナンスは、権利と責任（義務・責務）の相補性に基づいて物質的

資源を分配し、文化的資源を活用することで「安定した人間的なコミュニティ」を創り出し、それを維持していく管理運営の方法あるいは制度である、と定義することができる。フォーカスは別の言葉でシチズンシップとガバナンスの相互関係をこう表現している。「シチズンシップは、われわれが個人一人ひとりを平等に待遇せよと要求することによって、社会秩序を脅かす可能性のある社会的な緊張関係の原因を打ち消すことができる。シチズンシップは、権利、義務および責務を包括する一連の政策を通じて、また社会生活の利益と負担を共有することによって、諸資源を分配し、有効に管理運営する方法を提示するのである」⁶⁾。

ウ. 構成概念3：シチズンシップ

「現代シチズンシップ」とは何か、と問われたならば、私は大まかにこう答えるであろう。現代シチズンシップは、個人の「自治、権利、責任そして参加」を承認する「現代における最も重要な政治的理念の一つ」であって、「個人にはさまざまな権利を享有する資格があることを承認する理念」であり、したがってまた、「個人には安定したガバナンスを支える共同の責任があることを承認する理念」でもある、と。そしてさらに、これらの理念から現代シチズンシップには「個人主義的な要素と共同的な要素の双方が含

まれている」ことが分かるであろう、と付け加える。この答で私は、およそ、シチズンシップの概念的な概観を質問者に説明したことになるだろう。しかしながら、実際のところ、このような現代シチズンシップの理念は国民国家（国家と国民）、国籍、文化、人種・民族、個人と集団、ジェンダー、市場、福祉、雇用などさまざまな経済的、政治的、社会的、文化的な事柄と密接に結びついて、われわれを困惑させるのである。

そこでキース・フォークスは、われわれを困惑させるそのような現代シチズンシップの真髄について分かり易く語ってくれている。

「シチズンシップには誰にでもどこにでも訴える魅力がある。急進主義者も保守主義者も同じように、自分たちの政策処方箋を擁護するためにシチズンシップという言葉を巧みに用いている。というのも、シチズンシップには個人主義的な要素と共同的な要素の双方が含まれているからである。自由主義者がシチズンシップを尊重するのは、シチズンシップによって与えられる諸権利がまったく干渉されることなく個人一人ひとりに自らの利益を追求する余地を与えるからである。権利は、その政治的形態に基づいて、個人が共通の統治制度を形づくることに関与できるようにするのである。それ故、

シチズンシップはまた、個々人は生活を営むのに協力し協同することがどうしても必要である、という人間の本来的な関係を表す理念として人びとに訴えるところが大きいにあるのだ。実際のところ、「一市民」という概念は自家撞着なのである。このことは、シチズンシップは権利だけでなく義務や責務（責任）も伴う、とのことを意味している。」⁷⁾

要するに、現代のシチズンシップには「個人主義的な要素」と「共同的な要素」とが包含されていること、そして前者は、他の誰からも干渉されることなく個人は自らの利益を追求できるとする権利—この権利は、個人一人ひとりが「共通の統治制度」の形成に関与・参加できるようにする権利でもある—をシチズンシップが与えてくれること、後者は、個々人は自らの生活を営むのに相互に協力・協同すること—それは人間の本来的な関係を表現する理念である—が不可欠であること、それ故にまた、シチズンシップを遂行するのには「権利」だけでなく「責任（義務）」もまた伴うこと、これらのことと理解することでわれわれはシチズンシップの基本を認識することができるのである。

(4) 協同組合運動とシチズンシップの相似性

ところで、現代シチズンシップが想定する「人間像」を認識しておくことは、協同組合運動にとって極めて重要である。何故なら、協同組合は、組合員の「自治・権利・責任・参加」というメンバー シップの行使を以って前進し、そうすることでシチズンシップに限りなく接近し、運動を発展させてきたからである。そう言ってよいならば、協同組合運動とシチズンシップの両者は、「(社会的) 包摂の意識」という観点から見れば、明確な相似性を示すからである。フォーカスもこう強調している。

「その身分が階層制や支配を意味する奴隸、封建家臣団あるいは臣民と違って、市民は社会の正当かつ対等平等な『構成員の資格』(membership) を正式に享受する。それ故、そうであるならば、シチズンシップは恣意的な処遇を許さないだろうし、市民は客観的で平明な基準によって判断されなければならない。シチズンシップはまた、個人は一人ひとり『人種・民族』、宗教、階級、ジェンダーあるいは他の独自のアイデンティティによってあらかじめ決定されることなく、自分自身の生活について判断を下す能力のあることを承認する。シチズンシップは、そういうものとして、他のどんなアイデンティティよりも人間の基本的な政治的欲求を充足させることができ

るのである。ヘーゲルはこれを『承認の必要性』と呼んだ。市民というステータスはより広いコミュニティに包含される『包摂の意識』を示唆するのである。それ故、それは、ある特定の個人がそのコミュニティに貢献することを承認すると同時に、市民である彼と彼女に『個人の自治』を与えるのである。そしてこの自治が……権利行使する人たちによる政治的行動の承認を常に意味する一連の諸権利に反映されるのである。このように、シチズンシップの主要な際立った特徴、すなわち、シチズンシップと上意下サブジックトフッド達の承認受諾関係とを明確に区別するもの、それこそが『参加の倫理』なのである。言い換えれば、シチズンシップは受動的なステータスではなく能動的なステータスなのである。」⁸⁾

フォーカスのこの主張に説明を加える必要はないと思われる所以、ここでは「シチズンシップと協同組合運動との相似性」に関わる点をいくつか示しておくことにしよう。ただし、ここで私は、「市民というステータスはより広いコミュニティに包含される『包摂の意識』を示唆する」との彼の主張に注視すべきである、と強調しておきたい。というのは、現代シチズンシップは、「市民は本来、社会から排除されてはならない」ことを訴え続けているからである。われわれはそれを「社会的包摂」(social inclusion) と呼び、

人びとを社会的に排除することを止めさせ、社会的包摂を実現させる経済・社会政策の確立を重要な政治目標とさえしているからである⁹⁾。

さて、「シチズンシップと協同組合運動の相似性」であるが、それは、シチズンシップの特徴を示すことによって明瞭に想像することができる。第一に、シチズンシップは、個々人は生活を営むのに協力し協同することが必要である、という「人間の本来的な関係を表す理念」であること、第二に、市民は社会の正当かつ対等平等な「構成員の資格」、すなわち、メンバーシップを正式に享受すること、第三に、シチズンシップは、個人は誰でも人種・民族、宗教、階級、ジェンダー、それに独自のアイデンティティによってあらかじめ決定されることなく、自分自身の生活について判断を下す能力のあることを承認すること、第四に、シチズンシップは「権利」の行使だけでなく「責任」の履行を伴うこと、そしてこの「権利と責任」は相補的である一相互に支え合うこと（この相補性をギデンズは「構造の二重性」と呼んでいる）、第五に、シチズンシップにおいては、不平等な処遇が人びとの間にもたらされるのであれば、それは人びとの尊厳を支える基本的権利の侵害である、とする主張に大きなウエイトを置いている一個人の尊厳を認めること、第六に、シ

チズンシップは「参加の倫理」を主要な特徴としており、人びとを「自治権を有する個人、統治能力のある自律的な個人として認めようとしない」勢力や組織や集団、あるいは国家的エリートに見られる「上意下達の承認受諾関係」と明確に区別されること、第七に、シチズンシップは人間的統治（ヒューマン・ガバナンス）のための優れた基礎であること、そして第八に、「自治、権利、責任、参加」がシチズンシップのコアであること、である。われわれは、協同組合運動の観点から、これら8つの「シチズンシップの特徴」を理解することによって、「市場と民主主義」のバランスや「国家と協同組合の関係」のバランスを変えるための政策を示唆することができるであろう。

キース・フォークスは、グローバリゼーション、ヒューマン・ガバナンスそしてシチズンシップという「三つの構成概念」を基底としたアプローチを通して「国際協同組合運動の哲学」へ接近する試論を展開しようとする私のために非常に重要な「仕事」をしてくれている。フォークスは彼の「シチズンシップ」にP.クラークの「深いシチズンシップ」(Deep Citizenship)の定義を紹介してくれていたのである。フォークスによれば「シチズンシップの決定的な特質は『深み』あるいは『厚み』」がある、というものである。クラークはその「深いシチズンシッ

プ」を次のように定義している。

「『深いシチズンシップ』は、さまざまな場所や空間で活動する市民自身の活動である。そしてその活動は、政治の中心を国家から離れたところに移していくことによって、分担し共有する共同活動への個人の参加として政治の可能性を取り戻すのである。」¹⁰⁾

私は、シチズンシップは国境を越えて広がっていかなければならない、とするこのシチズンシップの定義も踏まえて、「国際協同組合運動の哲学」の試論に取りかかることにする。

2. 国際協同組合運動の哲学

(1) レイドローの問題提起

さて、漸く私の責任課題である「国際協同組合運動の哲学」に辿り着いた。これから、これまで述べてきた「三つの構成概念」を下敷きにして「レイドロー報告」第VII章の4項目に論及していくことになるのだが、その前に『レイドロー報告』第IV章「協同組合の活動とその問題点」(The Performance and Problems of Co-operatives) の最後の項目「国際的な開発への対応」(Attitude to International Development) に大いに気になる内容が書かれているので、それに言及しなければならない。私が論及

する4項目にその内容が関連してくるからである。

「不思議に思えるかもしれないが、世界の協同組合運動は、国際的レベルではそれほど強力ではない。協同組合は、一般的に、国内的レベルではそれ相応の力を持っているのに、国境を越えて世界的に活動することは難しいと考えているようである。しかし、このことはそれほど不思議なことでもないかもしれない。というのは、協同組合の活動は、社会的背景、文化的伝統、言語それに法体系と密接に関係するので、組織としては国境で止まってしまう傾向があるからだ。1895年にICAが設立されるずっと以前からさまざまな種類の協同組合が活動してきたのであるが、協同組合人を困惑させる矛盾の一つは、協同組合よりも私企業の方が国境を越えていかに協力するかに精通していること、また国際的な関係の強化に最も高い価値を置いていることである。」¹¹⁾

この部分は、(多国籍企業の問題を熟知している) レイドローの「協同組合セクター論」の観点からすると、次のように理解してよいだろう。すなわち、各国の協同組合は国内的レベルではそれ相応の能力を持っているが、国境を越えてまで活動することには消極的である。という

のも、協同組合運動は原則的には「組合員への奉仕」を、すなわち、「組合員優先」(membership first) を基本としており、事業活動も組合員活動のあり方も、また協同組合と組合員との間のコミュニケーションも「組合員への奉仕」の基本原則に従って展開されてきたし、それに何よりも協同組合運動は歴史的にもイデオロギー的にも地域コミュニティに対し経済的、社会的な責任を果たすこと重要な価値とみなしてきたのであるから、国境を越えた事業連帶を実践することは、協同組合にとってそう容易なことではないのである。

その点で確かに、協同組合運動は、国際的な協同組合間の協同や連帯それに援助にこれまで力を割いてこなかった。それに対して利潤追求を事業活動の動機とする私企業（資本主義企業）は国境を越えて事業活動を活発化させて、合併や資本提携・技術提携などの形態で比較的容易に外国企業と国際的な関係を結ぼうとするのである。

実は、レイドローはこの第Ⅳ章で、多くの協同組合が実際に抱えている弱点¹²⁾—例えば、「組合員の積極的関与」についての弱点、「教育の軽視」という弱点、「雇用者としての協同組合」の弱点、「協同組合間の連帯」の弱さといった弱点など—について言及しているのであるから、彼の本当の狙いは、先に示した協同組合の

理念と現実を是認するにしてもなお、協同組合はグローバルな運動を開拓する能力—例えば、発展途上諸国における開発事業に責任を負うことのできる能力—を向上させていくためには、協同組合が依然として抱えているいくつかの弱点の克服に取り組むことが必要である、ということになろう。それ故、われわれは第Ⅳ章の最後の一節からレイドロー報告の真意を汲み取らなければならないだろう。

「しかし、今後20年間にこれらの弱点のすべてではないにしても、ほとんどの問題については、解決に向かって必ずスタートすることができるだろう。もちろん、今の今まで経験したことのない、想像すらできない新しい問題がこの先現れるかもしれない。しかし、われわれがソクラテス的謙遜（汝自身を知れ）を以ってわれわれ自身だけでなく、われわれの諸制度をも見つめ直しあつそれらの制度を好ましい状態に保つことは、われわれが協同組合をつくったからには、支払わなければならぬ代価なのである。」¹³⁾

(2) 協同組合はそのメッセージを伝達することができるのだろうか

A. 協同組合運動の可視化

レイドロー報告が取り上げたこれらの弱点あるいは課題・問題点は、21世紀の現在にあっても、協同組合をいかにして

国民や社会の目にはっきり見えるようになるのか、といふいわゆる「協同組合の可視化」の課題・問題としてしばしば論じられている。そしてこの課題・問題は国内的なそれであると同時に、国際的な、そう言ってよいならば、グローバルなレベルでのそれもあるのだ。別言すれば、世界的な規模と範囲で協同組合の実体と現実を、したがってまた、協同組合のアイデンティティをいかにして人びとに知らしめ、信頼を得るのか、ということになろう。

1995年にマンチェスターで開催されたICA100周年記念大会によって改定・承認された「ICA原則」の「第6原則・協同組合間の協同」は次のように謳われている。「協同組合は、地域的（local）、全国的（national）、（国を越えた）広域的（regional）、国際的（international）な組織をつうじて協同することにより、組合員にもっとも効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する」¹⁴⁾。

この原則は、協同組合運動の強化のために、協同組合間の協同を国内的なレベルだけでなく国際的なレベルにおいても遂行するよう要請しているのである。ICAは、その原則改定の理由として「協同組合が特別な課題・問題に直面している」ことを挙げている。

その「特別な課題・問題」とは、国際協同組合運動が市場経済のグローバル化

による競争の激化に晒され、資本主義企業である巨大な多国籍企業に直接立ち向かわなければならないこと、また中央集権的経済の崩壊によってその存在が否定あるいは疑問視された中・東ヨーロッパ地域における「協同組合の復活」に向けての「新しい再生した運動」を制度化し促進すること、それに世界人口の急速な増加（2011年現在約70億人）、環境保護に対するグローバルな圧力の増大、世界のほんの一握りの人びとへの富・経済力の一層の集中、地域社会を悩ます文化的、宗教的、政治的な危機、地球上に広まる貧困、さらには民族紛争の頻発といったことなどである。

では国際協同組合運動は、このような課題・問題にいかに対応し、取り組むというのであろうか。ICAの「協同組合のアイデンティティに関する声明」はこう応答している。おそらく、この応答が国際協同組合運動の実体と現実とアイデンティティをそのまま表現していると言つてよいだろう。

「協同組合が独力でこうした課題・問題を完全に解決することは期待できないが、その解決に向けて大いに貢献することは期待できる。協同組合は高品質の食品を適正な価格で生産し販売することができる。協同組合は、しばしばそうしてきましたように、環境に対する配慮を示すこと

ができる。協同組合はその所在する地域社会を強固にすることが期待される。協同組合は（協同に基づく）自助の能力のある人びとが貧困から抜け出すのを支援することができる。協同組合は文化、宗教、政治信条の異なる人びとが一緒に歩むのを助けることができる。協同組合人は、協同組合の独自性という伝統を足場にして、効率的に組合員のニーズに取り組むことにより、世界に多くのものを与えることができる。」¹⁵⁾

イ. グローバリゼーションの下での協同組合運動の実体とアイデンティティの発信

グローバリゼーションの下で活動するさまざまな協同組合が自らのメッセージを国民や社会に伝達することが、結果的にこのような協同組合運動の実体と現実、それに協同組合のアイデンティティを世界に向けて発信することに繋がっていくのであれば、それは極めて重要な意味を持つことになると、私は主張したい。何故なら、協同組合運動がそのようなメッセージを世界に向かって発信することは、世界の人びとに協同組合はその組合員のメンバーシップに基づいて「自治・権利・責任・参加」という「参加の倫理」を実践していることを伝えることになるからである。換言すれば、シチズンシップが「物質的資源を公正に分配（配分）する制

度」を確立し、また、「社会における文化的資源を生産や生活のなかに活かすことのできる社会的枠組みを組み立てることができるのであれば、「個人は一人ひとり人種・民族、宗教、階級、ジェンダーあるいは独自のアイデンティティによってあらかじめ決定されることなく、自分自身の生活について判断を下す能力のあることを承認する」という「シチズンシップの実体」と「協同組合のメンバーシップの実体」とは十分に相重なり、相似していくのである。（注8の「ヘーゲルの『承認の必要性』」を参照されたい）。ICAもまた、「協同組合は、人びとが自らの生活をもっとコントロールできるようになる」と主張しているし、また協同組合を通じて人びとが住宅や保健・医療をコントロールできるよう奨励し、人びとの生活能力を向上させ、拡大させることに重要な尊厳を置いている、とも強調している。

ウ. 相重なり合うシチズンシップと協同組合

ここで、「シチズンシップと協同組合の相似性」について言及しておくと、ICA原則の「第2原則・組合員による民主的管理」¹⁶⁾も、「社会秩序を創り出し、それを維持し、また物質的資源を分配（配分）し、文化的資源を活かしていく、という人間本来の要求に関係する」ヒュー

マン・ガバナンス（人間的統治）の最も重要な構成要素としてのシチズンシップと十分に相重なり合っているのである。この原則の前半部分の「協同組合は、組合員が管理する民主的な組織であり、組合員はその政策立案と意思決定に積極的に参加する」は、（協同組合の所有者である）組合員が最終的に協同組合を民主的な方法で管理し運営することを強調したがってまた、組合員は、「安定したガバナンスを支える共同の責任」に基づいて、政策立案や重要事項の意思決定に一政治的コミュニティ（あるいは社会）と同じように一積極的に参加する権利を有していることが再確認されているのである。協同組合においても組合員の「権利と責任」は相補的な関係にあることが承認されるのである。シチズンシップの観点から言えば、協同組合の組合員のメンバーシップは「能動的なステータス」なのである。

（3）政府の適正な役割は何か

レイドロー報告は、協同組合にとって「政府の適正な役割は何か」について主に2つの表現を以って「協同組合と政府との関係」を指摘している。すなわち、一つは「政府は、協同組合を奨励し、助け、時には財政援助をするとしても、決して支配したり指揮したり、また自ら運営しようとしてはならない」ということ

であり、もう一つは「政府の強烈な抱擁は、協同組合にとってあまりにしばしば死の接吻に終わる」ということである。

両者とも同じ「協同組合と政府の関係」を表現しているのであるが、敢えて言えば、前者は「協同組合から政府への接近」であり、後者は「政府から協同組合への接近」である。しかし、シチズンシップの観点からすれば、協同組合運動にとって両者にはともに十分な慎重さが求められる。さまざまな国で協同組合運動が獲得し維持してきた協同組合の「権利と責任」は、グローバリゼーションの下にあってもなお持続されなければならないからである。

他方、21世紀においては前世紀以上にある国際協同組合が国境を越えて他の国の協同組合や組合員に支援の手を差し延べる活動の機会や国際的になされる協同組合の事業活動の機会、あるいは協同組合間の協同の機会も確実に増えるであろうから、国際協同組合運動はグローバル・ガバナンスの制度を構築する必要に迫られるであろう。その場合、各々の協同組合は、多様な文化を通じて—しかもシチズンシップを基礎にした—「参加型グローバル・ガバナンス制度」を構築すると同時に、「相互の権利」を尊重する「相互の責任」を承認することで国際協同組合運動の持続可能性を保証することになる。

というのは、協同組合のヒューマン・ガバナンス（人間的統治）に基づいて国際協同組合運動が物質的資源を分配（配分）し、文化的資源を活かしていくことに貢献していけば、やがて国境を越えた経済・社会的秩序の基礎を作り出すことが可能となるからである。それは、グローバリゼーションの下での国際協同組合運動による資源分配における平等化（公正化）への道に一たとえ長い道であっても一繋がっていくであろう。

ここで私が主張したいことは、21世紀の今日的な課題として、協同組合と国家とを結びつけている制度と概念を変えていくことによって、グローバルな国際協同組合運動のヒューマン・ガバナンスにどうすれば適用できるのか、その方法を見いだしアプローチを考えることだ、ということなのである。その方法を見いだしアプローチをすることによって、協同組合は「政府の適正な役割は何か」について正しい答えもまた見いだすことができるであろう。確かなことは、協同組合は自らにとって「政府の適正な役割」を見いだせたその時に、シチズンシップの構成要素であり協同組合のメンバー・シップの構成要素でもある「自治・権利・責任・参加」（参加の倫理）を基礎とするヒューマン・ガバナンスを国内外のさまざまな地域連合組織やグローバル組織に適用して、地球的な規模で資源分配（配

分）における平等・公正化に大いに貢献することが可能となる、と私は考えているのである。

(4) 第三世界の協同組合を支援するのはだれか・ICAの将来の役割は何か

最初に述べておいたように、既に私は、既に本誌633号（2011年春号）において、レイドロー報告の第VI章「主要な課題と解決すべき問題点」から5項目をピックアップしてそれぞれを「協同組合運動の哲学」と題して試論的考察を行なった。

そして今度は、同じ第VI章から4項目をピックアップし、「国際協同組合運動の哲学」と題して本論で論及することにしたのであるが、これら2項目（二つの課題）は相互に関連する課題であることから、ここでは双方を合わせて簡潔に論及することを断つておく。

さて、上記の二つの課題は、要するに、グローバルな、とりわけ発展途上諸国（第三世界）における協同組合運動の発展を実現していくためにICAのグローバルな機能・役割をどう構築していくか、ということである。レイドロー報告は、その方法として一理想的には一「協同組合運動それ自体が方針や政策を決定し、そのうえで国連諸機関など外部団体の援助を受けて」協同組合運動の発展を図っていくとしている。そこで、「何故、ICAが中心的役割を果たさなければなら

ないか」ということになる。

その点については、すぐ前で論じたように、現今において協同組合運動の発展を目指すのであれば、協同組合に対するグローバリゼーションの影響、協同組合におけるヒューマン・ガバナンスの確立、それに協同組合のメンバーシップとシチズンシップの相似性の承認という理解が協同組合人に求められるからである。

この理解に基づいて発展途上諸国での協同組合運動の発展を図る拠点になり得るのはICAであろう。レイドローが強調しているように、「二国間の政府と政府の援助は最もふさわしくないやり方」であろう。何故ならば、アマルティア・センも主張しているように、協同組合のアイデンティティや協同組合の権利と責任は「二国間の政府と政府」に仲立ちされるものではないからである。そうではなく、発展途上諸国における協同組合の発展を援助する鍵は国境を越えて広がる協同組合運動の「主体の選択」と「実践的動機の質」に拠るのであるから、発展途上諸国における協同組合への支援は「協同組合のグローバルな倫理」が基礎でなければならないのである。

換言すれば、国際協同組合運動の立脚点は、政府対政府の「上意下達の承認受諾関係」ではなく、「協同組合のグローバルな倫理」であり、またレイドロー報告が強調している一国境を越える一「人

びとから人びとへの直接的な援助」でなければならないであろう。そしてこのことを効果的に実践できるイニシアティヴこそICAに相応しい機能と役割であろう。それ故にまた、世界の協同組合人は、ICAの「調整機関・情報センター」としての機能と役割が一層拡充されるための財政的、人的な安定化を可能とする制度の確立に協力しなければならないのである。

むすびに代えて

冒頭で述べたように「国際協同組合運動の哲学」というテーマは私にとって「難問中の難問」である。そこで私は、グローバリゼーション、ヒューマン・ガバナンスそれにシチズンシップという「三つの構成概念」を基底とした「シチズンシップ・アプローチ」と私が呼んでいるアプローチを以って、レイドロー報告・第VI章の「主要な課題と解決すべき問題点」からピックアップした4つの項目を（哲学的考察の）対象にして「国際協同組合運動の哲学」に挑戦してみた訳である。

その意味で、本論は、協同組合運動に関する私の2度目の「哲学的考察」の試論である。しかしながら、私としては、本論で試みた「シチズンシップ・アプローチ」が本論の展開のなかで明らかに「導きの糸」なっているのか否か甚だ心許ない思いである。そこで、最後に、簡単な

「むすび」として、かつて協同組合運動とグローバリゼーション、ガバナンスそれにシチズンシップの関連を鋭く説いたアマルティア・センの言葉をここに記すこととで、むすびに代えることにする。

「協同組合運動は、一方で、組合員の利益を確保するだけでなく、その社会目標である、人びとの協同と参加を基礎にした『人間的な経済と社会』を創り出していくことにいかに貢献するか、そしてそのために『(これまでのような)伝統的な補完的役割をはるかに超えて広がっていく』ためのプログラムをどのように編成するか、ということを『狭い協同組合の機能』の上に立ってなお『広い展望のなかで』捉えていくべきである。そうであれば、協同組合運動は、それが有する多くの有益な経験に基づいた『協同の倫理』を『国境を越えて』發揮することができるであろう。」¹⁷⁾

(注)

1) Malcolm Waters, *Globalization*, Routledge, 2002, p.5.

2) Anthony Giddens, *The Consequences of Modernity*, Polity, 1990, p.64. アンソニー・ギデンズのグローバリゼーション論については、A. Giddens, *The Third Way: The Renewal of Social Democracy*, Polity Press, 1998, pp.28-33.を参照されたい。

3) 例えば、2011年1月8日にチュニジアの首都チュニスの西南約200キロメートルに

位置する都市タラにおいて、失業している一人の若者の「抗議の焼身自殺」がチュニジア市民の怒りを呼び、決起した市民たちが腐敗したチュニジア政府の権力者たちを追いつめた「民主主義革命」(「ジャスミン革命」)から始まった中東における一連の変革も「グローバリゼーションの一部」であると言えよう。ただし、中東諸国における政治的変革には、それに至るまでの「負の要因」の蓄積があった。それは、一言で言えば、それぞれの国では「持てる者」と「持たざる者」との格差が市民にとって無視できないほどに拡大し、人びとの間に「飢えへの危機感」が醸成されていった、という事実である。例えば、FAO(国連食糧農業機関)は「2010年12月の世界食料価格は、02-04年の平均価格を100とした指数で214.7となり、統計を開始した1990年1月以来の最高を更新し」、なかでも砂糖、穀物、肉、乳製品、食料油など主要55品目の価格が特に著しい、との「食料の逼迫状況」を公表している。要するに、2002年から2010年までの間に世界の主要食糧価格は2倍以上高騰したのである。このような食料価格の高騰は発展途上諸国の人びとにあっては即「累積債務の急増」に繋がることから、経済的、政治的、社会的な不安定化を著しくすることになる。既に、発展途上諸国では5人に1人が、とりわけサハラ以南のアフリカ諸国では3人に1人が「慢性的飢餓人口」となっているのである。

4) Keith Faulks, *Citizenship*, Routledge, 2000, p.5. (中川雄一郎訳「シチズンシップ」日本経済評論社、2011年、p.7.)

5) *Ibid.*, pp.4-5. (同上, pp.6-7.) 相互に承認し合うことで

6) *Ibid.*, p.5. (同上, p.7.)

7) *Ibid.*, p.1. (同上, p.1.)

8) *Ibid.*, p.4. (同上, pp.5-6.) なお、「ヘー

ゲルの『承認の必要性』」についてもう少し説明を加えておく。すなわち、ヘーゲルは「個人は自らが他者によって承認されることはじめて幸福に導かれる」とする「承認を求める闘い」を主張する。この「承認を求める闘い」は「人びとの平等な尊厳を求める闘い」であり、この闘いによって「対等な人びとの間での相互の承認」のための秩序が創り出される、ということになる。かくして、現代にあっては、この「秩序」が「自治・権利・責任・参加」を基礎とする社会（市民社会）を創り出す、ということになるのではないだろうか。それ故にまた私は、「ヘーゲルの『承認の必要性』」はシチズンシップを一グローバルなレベルにおいても一現実の社会のなかに活かしていく、公正と協同に基づく「新しい秩序の形成」に向かわせるモメントとなり得る哲学思想である、と考えている。

- 9) 近・現代シチズンシップが常に追い求めてきた「包摶の意識」—あるいは「社会的排除」の問題—が今日極めて重要な社会的な課題として人びとの間に浮かび上がってきた契機の一つは、1997年の総選挙で保守党から政権を取り戻した労働党的ブレア政権が社会的排除の問題に取り組むための部局である「反-社会的排除局」(the Social Exclusion Unit: SEU) をその年に設置し、社会的排除の克服に取りかかったことであった。ブレア首相（当時）は同年12月8日に行なった「イギリスを一つに結び合わせよう」(Bringing Britain Together) と題する講演でSEUの設置を「この国の将来に欠くことのできない政策立案の試み」であり、また「新しい政府の価値と大志の中心軸」であると強調して、次のように語った。「私の政治哲学は簡単明瞭である。個人は誰でも、市民によって創り出される健全で活動的なコミュニティに

おいて繁栄する、ということである。にもかかわらず、3世代にわたる失業を経験している家族がかくも多く存在しているイギリス、多くの年金生活者が頻繁に犯罪が起こる公営住宅に住み、外出するのもためらうようなイギリス、また学校をする休みした何人の子どもたちが一日中街角をぶらついて時間を浪費するイギリス、そんなイギリスは健全なコミュニティでも、人びとが一体となっている国でもない。(中略) 国民は、人びとがバラバラになっているような社会ほど危険な社会はないことをよく知っている。国民は、不平等が拡大し、望みが持てなくなり、犯罪が多発し、そして貧困が広まっていくことは、善良な社会が抛って立つ人間的尊厳を蝕んでしまうことを知っている。だがまた国民は、共有された価値とルールがこのようにもつれた難問の糸をどんなに容易に解きほぐすことができるかを知っている。社会的排除は、所得だけでなく、もっと多くのことに関わってくる。例えば、将来の見通しや将来への期待、人びとの間のネットワーク、それに余生を安泰に暮らす機会に関わってくる。社会的排除はまさに現代の問題であり、物質的な貧困以上に、個人にますます害を及ぼし、自尊心を傷つけ、社会全体を蝕み、しかも世代から世代へと伝わっていきやすいのである。」

そして彼はSEUの設置についてこう強調し、締め括っている。「SEUは、政府機関がその垣根を乗り越えて横断的に、また事態を好転させるのに寄与する一公的、私的それにボランタリィの一すべての機関や活動組織の協力を得て、政府が巧く機能するのを促すことになるだろう」。「今やわれわれは、イギリスが取り返しのつかない分裂に落ち込むのを防ぐ機会を、イギリスを一つに結び合わせ

る機会を、こうして初めて得ているのである。SEUは政府の一機関にすぎない。しかし、それだからこそ、あらゆる政府機関はその果たすべき役割を持っているのである。あらゆる事業体、チャリティ組織、学校、それにあらゆるコミュニティが手を差し延べる必要があるのだ。しかし、私はこのSEUこそ特に重要な貢献をなすだろうと確信している。何故なら、このSEUは社会的に排除されている人びとに影響を及ぼす諸課題に直接取り組むからである。

若者に手を差し延べて、若者の生活を好転させよう。社会に手を差し延べて、社会をより強固にしよう。イギリスに手を差し延べて、イギリスをより良くしていく。イギリスに手を差し延べて、イギリスを再び一つに結び合わせよう。」("Bringing Britain Together", Speech by The Prime Minister, The RT Hon Tony Blair MP, Stockwell Park School, South London, Monday 8 December 1997.)

- 10) Keith Faulks, *op. cit.*, p.10. (前掲書、pp.14-15.)
- 11) A. F. Laidlaw, *Co-operatives in the Year 2000*, 2ND Edition, ICA, 1987, p.55. (日本協同組合学会訳編『西暦2000年における協同組合（レイドロー報告）』日本経済評論社、1989年、pp.147-8.)
- 12) 第IV章で提示されている弱点は次のものである：①組合員の積極的関与、②民主的参加、③教育の軽視、④メッセージの伝達、⑤協同組合のイメージ、⑥素人と専門家、⑦国民的課題、⑧協同組合と貧しい人びと、⑨雇用者としての協同組合、⑩協同組合間の連帯、⑪国際的な開発への対応。

- 13) A. F. Laidlaw, *op. cit.*, p.56. (前掲書、pp.150-1.)
- 14) 日本協同組合学会編訳『21世紀の協同組合原則：ICAアイデンティティ声明と宣言』日本経済評論社、2000年、p.20.
- 15) 同上、p.28.
- 16) ICA原則の「第2原則・組合員による民主的管理」は次のものである：「協同組合は、組合員が管理する民主的な組織であり、組合員は、その政策立案と意思決定に積極的に参加する。選出された役員として活動する男女は、すべての組合員に対して責任を負う。単位協同組合の段階では、組合員は平等の議決権（1人1票）を持っている。他の段階の協同組合も民主的方法によって組織される。」(同上、p.18.)
- 17) 中川雄一郎編著『生協は21世紀に生き残れるのか』大月書店、2000年、p.184. (修正・加筆して引用)

中川 雄一郎（なかがわ・ゆういちろう）

- ・1946年生まれ
 - ・明治大学 政治経済学部
 - 公共政策大学院 教授 経済学博士
 - ・英国ヨーク・セント・ジョン大学
 - 名誉博士
 - ・日本ロバート・オウエン協会 会長
 - ・日本協同組合学会 元会長
- 〔主な著書〕
- ・『非営利・協同システムの展開』
共編著 日本経済評論社 2008年
 - ・『社会的企業とコミュニティの再生』
大月書店 2005年（増補版2007年）
 - ・『キリスト教社会主義と協同組合』
日本経済評論社 2002年 ほか多数